傍線
部
は
改
正
部
分

改正案	現行
	勺剔は、国会この1C勺剔絵里大豆その也の国务大豆を捕左するこか、第六十九条 (略)
内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、	内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、
両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委	両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委
員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政	員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の
	会議又は委員会に出席させることができる。

鉱山保安法 (昭和二十四年法律第七十号) (附則第八条関係)

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
第四十六条(経済産業省及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。(鉱務監督官)	第四十六条 原子力安全・保安院及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。(鉱務監督官)
いう。)を置く。 う。)を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」と第五十一条 経済産業省に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」とい(鉱山保安協議会)	議会」という。)を置く。会」という。)を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協第五十一条(原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議(鉱山保安協議会)
関する事務を所掌するものの局長をいう。)に勧告することができる。管局長(経済産業省の内部部局として置かれる局で鉱山における保安にする労働基準主管局長は、鉱山における危害の防止に関し、鉱山保安主第五十八条 (略)(厚生労働大臣の勧告等)	保安院長に勧告することができる。(男生労働大臣の勧告等)(男生労働大臣の勧告等)

特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) (附則第十条関係)

(傍線部は改正部分)

	(略) (略)	宮内庁長官	原子力規制委員会委員長	公正取引委員会委員長	会長	国家公務員倫理審査会の常勤の	副大臣	内閣官房副長官	内閣法制局長官 一、四三四、〇〇〇円	(略) (略)	官職名	別表第一(第三条関係)	; - 1	五十四削除	二十八~五十三 (略)	二十七 削除	十七~二十六 (略)	十六の三原子力規制委員会の委員長及び委員	十六の二 (略)	を目的とする。	う。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めること	从に掲げる国家公務員 (以下「特別職の職員」とい	(目的及び適用範囲)	改正案	-
勺剔雪号削麦雪甫、勺剔勾设雪女	(略)	宮内庁長官		公正取引委員会委員長	会長	国家公務員倫理審査会の常勤の	副大臣	内閣官房副長官	内閣法制局長官	(略)	官職名	別表第一(第三条関係)		安	二十八~五十三 (略)	二十七 原子力安全委員会の常勤の委員	十五~二十六 (略)	[新設]	一〜十六の二 (略)	を目的とする。	う。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めること	律は、	(目的及び適用範囲)	現	
一、一九八、〇〇〇円	(略)								一、四三四、〇〇〇円	(略)	俸給月額			動の委員		の委員					動による災害補償に	次に掲げる国家公務員 (以下「特別職の職員」とい		行	

運輸審議会の常勤の委員	社会保険審査会委員	労働保険審査会の常勤の委員	宇宙開発委員会の常勤の委員	員	中央更生保護審査会の常勤の委	の委員	電気通信紛争処理委員会の常勤	委員	国地方係争処理委員会の常勤の	地方財政審議会委員	委員	公認会計士・監査審査会の常勤の	証券取引等監視委員会委員	公益認定等委員会の常勤の委員	常勤の委員	情報公開・個人情報保護審査会の	[削る]	原子力委員会の常勤の委員	食品安全委員会の常勤の委員	(略)		原子力規制委員会委員	国家公安委員会委員	公正取引委員会委員	委員	国家公務員倫理審査会の常勤の	常勤の内閣総理大臣補佐官	び内閣情報官
																			九三一、〇〇〇円	(略)								
運輸審議会の常勤の委員	社会保険審査会委員	労働保険審査会の常勤の委員	宇宙開発委員会の常勤の委員	員	中央更生保護審査会の常勤の委	の委員	電気通信紛争処理委員会の常勤	委員	国地方係争処理委員会の常勤の	地方財政審議会委員	委員	公認会計士・監査審査会の常勤の	証券取引等監視委員会委員	公益認定等委員会の常勤の委員	常勤の委員	情報公開・個人情報保護審査会の	原子力安全委員会の常勤の委員	原子力委員会の常勤の委員	食品安全委員会の常勤の委員	(略)	式部官長		国家公安委員会委員	公正取引委員会委員	委員	国家公務員倫理審査会の常勤の	常勤の内閣総理大臣補佐官	び内閣情報官
																			九三一、〇〇〇円	(略)								

常勤の委員	公害健康被害補償不服審査会の	土地鑑定委員会の常勤の委員
常勤の委員	公害健康被害補償不服審査会の	土地鑑定委員会の常勤の委員

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (附則第十一条関係)

改

正

案

(傍線部は改正部分)

現

行

附則

の課税標準の特例)(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

があつた日から起算して三月(代替家屋が同日後に新築されたものであ 該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につい 項及び次項において「代替家屋」という。) の取得をした場合における当 当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋 (以下この 区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の政令で定める者が、 公示があつた日において所在していた家屋 (以下この項において「対象 うち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域 く いて近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除 力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示にお 域(原子力発電所の事故に関して同法第二十条第二項の規定により原子 に対して行つた附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示の対象区 原子力災害対策本部長をいう。 項の規定により原子力災害対策本部長 (同法第十七条第一項に規定する 子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号) 第二十条第二 力発電所の事故 (以下単に「原子力発電所の事故」という。) に関して原 (以下「居住困難区域」という。) 内に当該居住困難区域を指定する旨の 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子 附則第五十二条第二項第一号において「避難指示区域」という。) の 当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示 以下同じ。) が市町村長又は都道府県知事

附則

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税

の課税標準の特例)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月(代替家屋が同日 得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税 が認める家屋 (以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取 この項において「対象区域内家屋」という。) の同日における所有者その の課税標準の算定については、 他の政令で定める者が、 難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋 指定して公示した区域 (以下「居住困難区域」という。) 内に当該居住困 指示区域」という。) のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が あるとされた区域を除く。 対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みで 五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に 示の対象区域 (原子力発電所の事故に関して同法第二十条第三項又は第 道府県知事に対して行つた附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指 子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号) 第二十条第三 力発電所の事故 (以下単に「原子力発電所の事故」という。) に関して原 に規定する原子力災害対策本部長をいう。 以下同じ。) が市町村長又は都 項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長 (同法第十七条第一項 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子 当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事 附則第五十二条第二項第一号において「避難 当該取得が同日から当該居住困難区域の (以下

のとする。該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するも当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当るときは、一年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に

得税の非課税等)(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取

第五十二条 (略)

2 代替自動車の取得に対しては、 間に行われたときに限り、 場合においては、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの める自動車 (以下この項において「代替自動車」という。)の取得をした める者が、 項に規定する場合にあつては、 難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第百十四条第一 区域内用途廃止等自動車」という。) の当該各号に規定する自動車持出困 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認 第百十三条第一項の規定にかかわらず、 自動車取得税を課することができない。 同項に規定する買主)その他の政令で定 (以下「 当該 対 象 2

ある間に用途を廃止したものある間に用途を廃止したものある間に用途を廃止したものの事故に関して原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第

額を価格から控除するものとする。家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得たれたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に行わ

得税の非課税等)(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取

R五十二条 (略)

間に行われたときに限り、 場合においては、 める自動車 (以下この項において「代替自動車」という。)の取得をした 難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者 (第百十四条第一 区域内用途廃止等自動車」という。) の当該各号に規定する自動車 代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。 める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認 項に規定する場合にあつては、 た区域 難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた第百十三条 二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第 IJ 道府県は、 第一項の自動車で、 の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示し た区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域 一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつ 原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第 事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定によ 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電 (以下「自動車持出困難区域」という。) 内に当該自動車持出困 次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの(以下 当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの 当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止 第百十三条第一項の規定にかかわらず、 同項に規定する買主) その他の政令で定

3~7 (略)二·三 (略)

の課税免除等)の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税(原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示(

公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。 知知 おいことが公益上その他の事由により不適当と認める区域を指定して まかに関して原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原 事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原 第五十五条の二 市町村長は、当分の間各年度において、原子力発電所の 原第五十五条の二 市町村長は、当分の間各年度において、原子力発電所の 原

2~8 (略)

二・三 (略)

3~7 (略)

の課税免除等)の課税免除等)の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税(原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示

一・二 (略)

2~8 (略)

(所掌事務) (所掌事務) (別置) (別置)	第一章の三(原子力防災会議)	第一章の二 原子力規制委員会	(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	改正案
		[新設]	(目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	現行

第三条の四 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- を確保するための施策の実施の推進

 「原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策指針(原子力災害対策指針(原子力災害対策指針をいめの原子力の関係の 原子力の 原子力災害対策指針をい 原子力災害対策指針(原子力災害対策指針をい 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策対策特別措置法(平成十一年法律) 原子力災害対策技術
- | る総合的な取組が必要となる施策の実施の推進| | 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわた

(組織)

第三条の五 会議は、議長、副議長及び議員をもつて組織する。

- 2 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 会委員長をもつて充てる。の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員る。副議長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外
- 4 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- | 議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監
- 関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機一内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣

(事務局)

第三条の六 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、環境大臣をもつて充てる。
- 府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務を事務局長は、議長の命を受け、命を受けた内閣官房副長官補及び内閣

分担管理する大臣たる内閣総理大臣の協力を得て、 局務を掌理する。

(政令への委任)

第三条の七 令で定める。 この法律に定めるもののほか、 会議に関し必要な事項は、 政

第 二 章 原子力委員会

(設置)

第四条 原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、 主的な運営を図るため、 内閣府に原子力委員会を置く。 原子力行政の民

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力利用に関する事項 (安全の確保のうちそ の実施に関するものを除く。) について企画し、審議し、及び決定する。

[削る]

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定め ಠ್ಠ

第 二 章 原子力委員会及び原子力安全委員会

(設置)

第四条 力安全委員会を置く。 原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、

(任務)

第五条原子力委員会は、 全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。) について企画し、審 原子力の研究、 開発及び利用に関する事項(安

2 議し、及び決定する。 原子力安全委員会は、 原子力の研究、 開発及び利用に関する事項のう

ち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会及び原子力安全委員会の組織、運営及び権限につい ては、別に法律で定める。

五~七 (略) 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。 「一~三 (略) 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。 関するものを除く。」について企画し、審議し、及び決定する。 (所掌事務)	第二章 所掌事務及び組織員会」という。)を置く。	別別 別別 別別 別別 別別 別別 別別 別	原子力委員会設置法改正案
五~七 (略)	第二章 原子力委員会安全委員会を置く。安全委員会を置く。安全委員会を置く。(目的及び設置)	目次	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法現

(傍線部は改正部分)

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法 (昭和三十年法律第百八十八号) (附則第十三条関係)

こと。八(前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関する

第三章 削除

第十三条から第二十二条まで削除

こと (原子力安全委員会の所掌に属するものを除く。)。八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関する

第三章 原子力安全委員会

(所掌事務)

次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。第十三条 原子力安全委員会(以下この章において「委員会」という。)は、

- | 対策に関するには。| 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する
- 二(核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規政策に関すること。
- 11 原名の別目に伴う意味のは、「関すること。」 制に関すること。
- 三の原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関すること。五(第一号から第三号までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重四)放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。
- ことを勧告することができる。 た申告について調査し、関係行政機関の長に対して必要な措置を講ずる和三十二年法律第百六十六号)第六十六条の二第一項の規定により受け 委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭

(組織)

| 第十四条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

(委員長)

| うちからこれを定める。 | 第十五条 委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつて常勤の委員の

2 第四条の規定は、委員長について準用する。

(原子炉安全専門審査会)

第十六条 安全専門審査会を置く。 委員会に、 政令で定める員数以内の審査委員で組織する原子炉

2 炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。 原子炉安全専門審査会は、 委員長の指示があつた場合において、 原子

第十七条 審査委員は、 学識経験のある者のうちから、 内閣総理大臣が任

命する。

2 審査委員は、 非常勤とする。

3

4 審査委員は、再任されることができる。

審査委員の任期は、二年とする。

第十八条 よつてこれを定める。 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選に

2 会長は、会務を総理する。

3 務を代理する。 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職

(核燃料安全専門審査会)

第十九条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する核燃料

2

安全専門審査会を置く。

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、核燃料安全専門審査会につい 料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。 核燃料安全専門審査会は、委員長の指示があつた場合において、核燃

(緊急事態応急対策調査委員)

て準用する。

第二十四条 内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。 (勧告) (報告等) 第四章 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、 委員会と関係行政機関等との関係 第二十四条 4 3 2 4 3 2 第二十二条 第二十一条 第二十条の二 きる。 委員会の委員について、第八条の規定は委員会の会議について準用する。 定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員(以下「調査委員」という。) 百五十六号)第十五条第四項並びに第二十条第五項及び第六項の規定に それぞれ、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することがで 三条第一項各号に掲げる所掌事務について必要があると認めるときは、 よりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、 (報告等) (準用) (勧告) (事務局) 事務局の内部組織は、政令で定める。 調査委員は、 調査委員は、 事務局長は、 事務局に、 調査委員は 第四章 関係 委員会の事務を処理させるため、 原子力委員会又は原子力安全委員会は、第二条各号又は第十 第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は 委員会に、 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関等との 事務局長及び所要の職員を置く。 委員長の命を受けて、局務を掌理する。 再任されることができる。 学識経験のある者のうちから、 非常勤とし、 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 その任期は、 二年とする。 委員会に事務局を置く。 内閣総理大臣が任命する。

政令で

政令で定める。第二十七条(この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、(政令への委任)	[削る]	第五章 補則	原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。	提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。は、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の第二十五条(委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるとき
委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 第二十七条 この法律に定めるもののほか、原子力委員会及び原子力安全 (政令への委任)	ものとする。 について、原子力利用が円滑に行われるように相互に緊密な連絡をとる第二十六条 原子力委員会及び原子力安全委員会は、その所掌事務の遂行(連絡)	第五章 補則	[新設]	を求めることができる。 ることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力ため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求め第二十五条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、その所掌事務を行う